

## 協議第 1 号

### 合併の方式について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	1 合併の方式について
幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。	

## 協議第 2 号

### 新町の事務所の位置について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	4 新町の事務所の位置について
新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。	